

請願 第39号

受付 令和元年 8月23日

付託 令和元年 9月 2日

取手市例規の一部について改正を求める請願

紹介議員 池田 慈

・請願趣旨

取手市の数ある例規の内、僅か27例規に「解釈」との定めがある。その中に“立ち入り調査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない”とするものが18件ある。犯罪捜査ができるのは、検察官、検察事務官、司法警察職員及び国家公安委員会が認めた者と法律は定めている。取手市職員には、犯罪捜査の権限を有する者は在席しておらず、だれが解釈するのか客観的に認められる理由が必要である。

問題点はそれだけではなく、「取手市法令審査委員会規程」においては、例規の解釈だけではなく、法令の解釈まで規定している点である。第1条には「法令及び例規の解釈」、第2条3号には「法令の解釈」と定めているが、本委員会は、総務部長を委員長とし、各部の課長1名ずつと教育総務課長及び、消防本部総務課長によって構成されていて、法令の専門家ではない。内閣や国の各省庁では、法令の適用・運用で疑義が生じたとき、法の番人である内閣法制局が意見を述べ、法律問題に関し、統一見解を作成していると聞く。内閣法制局職員はそれぞれの法令の専門家の集団であるとも伝えられている。

また取手市では、「情報公開条例」の第3条には、実施機関の長は、この条例の解釈及び運用に当たっては、と規定。本項を基に情報管理課情報管理係が、本文133ページに亘る条例の「解釈と運用」を作成。担当者が作成した「条例の解釈と運用」は実施機関の各課長に配布され、行政資料コーナーで市民にも公開されている。情報不開示決定の際、少なからず各実施機関に悪影響が発生している事実がある。例規は職員市民ともに、その運用・適用は平等であって、優越的地位の乱用から解釈という傲慢さを呼ぶ、強い側意識から規範意識を失って、結果はコンプライアンスやガバナンスが壊れ、例規制定後の運用に適した文言とするには責任ある結果が示されているとは言えないので行政の不作為の過失があると考え、27例規にある「解釈」という文言をできるものから削除・改正するよう求める。

・請願事項

例規(法令・県条例を除く)中の次の文言の削除改正を求める。

1. 例規中の「解釈」という文言は、その例規に即した、例えば、遵守、目的、適正な管理、甲が示す要件・運用及び認定等の文言に改正すること。
2. 立ち入り検査について
 - イ. 「関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない」という文言は、「関係者に提示しなければならない」と改正すること。
 - ロ. 「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」という文言を削除すること。取手市職員はもともと司法権を保有していないため、間違った行き過ぎによる不法行為防止のためにも削除すること。
3. 各実施機関の情報不開示決定に際し、少なからず悪影響が発生している事実があることから、「取手市情報公開条例各条文についての解釈と運用」を即廃止すること。

・参考資料

1. 例規一覧抜粋一式
2. 取手市法令審査委員会規程一式

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願する。

令和元年 8 月 23 日

請願者代表

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 殿